

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 9 号		
件 名	<p>起きてしまった新潟市の国庫補助金請求忘れ事件処理のてんまつを市民・納税者目線で確認し，責任の所在を明確にして，8月25日に公開された軽過ぎると思われる懲戒処分の見直しを行い，6,223万1,000円の損失補填を市民が納めた税金である一般財源を使わず，行政側連帯責任で市長が最大・最高責任者として補填することを求めることについて</p>		
要 旨	<p>先般8月25日付の報道各位への報道資料並びに，8月26日付新潟日報新聞紙上で新潟市の国庫補助金6,223万1,000円請求忘れ事件の懲戒処分が公表されています。9月5日付新潟日報紙上には，市長が10月の俸給月額を20%減額する条例案を提出すると公表されています。以上の公表内容でよしとするならば，事件関係者には1円の損失補填も求めています。6,223万1,000円の損失補填は市長が全額こうむるのでしょうか。民間ならばすぐに解雇と損害賠償請求に値するような事件であるのに，これでは担当者と上司の部長までの処分が軽過ぎるものと思われます。</p> <p>この事件を職務怠慢によるものと認めず，国庫補助金請求事務の誤りは悪意がないのに懲戒処分は重い戒告である，との関係者の言葉を聞きました。そうではなく，市民・納税者目線では国庫補助金請求事務を怠った職務怠慢により6,223万1,000円もの損失が発生したこの事件に対して，紙切れ一枚の戒告処分では軽すぎる処分と言わざるを得ません。</p> <p>事件の関係者は市民・納税者目線を養い，事の重大性を認識して自己批判と総括を行い，処分が軽すぎると申し出があってしかるべきと思います。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 9 月 14 日	第 1 項 第 2 項 第 3 項	総務常任委員会 市民厚生常任委員会
受 理	平成 27 年 9 月 9 日	第 3 4 8 号	

議員は市民，納税者の代弁者です。そして行政チェックが議員，議会の役目です。よって，本件に関して6月議会で継続審査となっている私が提出の陳情に加えて，議会に以下を求める陳情をします。

記

- 1 事の重大性に鑑み，業務を放置し請求事務を怠った職務怠慢と言わざるを得ない本件に対し，過失の有無を考えても無過失責任に対して，民間人を同数交えて懲戒審査会のやり直しを公開で開催し，市民・納税者目線で軽過ぎると言われない適切な処分を導き出すこと。
- 2 政令新潟市として誠に不名誉な事件ながら，全国の自治体に対してもよき前例となる市民・納税者目線で申し分のない事件解決となるよう行政，議会ともに解決策を構築すること。
- 3 全国初と思われるこの事件の解決を，政令新潟市の名誉にかけて市民が納めた税金である一般財源に頼らないで補填する方法で解決すること。